

# 令和2年度第1回流山市広告物審議会議事録

## 目次

1	開催日時及び場所	1 ページ
2	出席した委員及び職員	1 ページ～ 2 ページ
3	議事案件	2 ページ
4	傍聴者	2 ページ
5	議事の概要	2 ページ～ 8 ページ

### 1 開催日時及び場所

日 時：令和3年3月17日（水）

午後3時30分から午後4時45分まで

場 所：流山市中央公民館 3階 第1会議室

### 2 出席した委員及び職員

#### (1) 審議会委員

横内 憲久（学識経験者）・・・会長

山中 新太郎（学識経験者）・・・副会長

海老原 広幸（広告物業を営む者）

樋口 友和（関係行政機関の職員）【代理出席：赤池氏】

田中 庸子（市民等）

坂 仁美（市民等）

間宮 瑞代（市民等）

#### (2) 職員

まちづくり推進部次長 兼都市計画課長	長橋 祐之
都市計画課課長補佐	橋本 大輔
都市計画課都市景観係長	桃野 崇弘

都市計画課職員	向山 浩史
都市計画課職員	藤原 大樹

### 3 議事案件（2件）

- （1）違反広告物に関する指導等の実績報告について
- （2）流山おおたかの森駅南口商業施設の広告物について

### 4 傍聴者

なし

### 5 議事の概要

- （1）違反広告物に関する指導等の実績報告について

#### 【概要】

流山市広告物条例（平成30年流山市条例第39号）が施行された平成31年4月1日から、令和3年3月17日現在までの約2年間における違反指導等の実績について下記のとおり報告する。

#### ・違反指導等の件数について

違反指導等の総数は19件で、うち15件は是正が済んでいる。残り4件については違反指導等を継続して行っている。多くの場合、繰り返し口頭で指導を行うことで違反が是正される。

#### ・違反指導の流れについて

違反指導の流れについて、おおまかに説明する。

#### ・違反指導等の案件について

違反指導等を継続して行っている下記の4案件について、違反内容と現況を説明する。

#### ①おおたかの森西一丁目の事例

第3種規制地域において、設置できない屋上広告物を設置しており、その他の屋外広告物について、彩度の規定違反がある。年度内の是正を目指し対応中である。

#### ②西平井三丁目の事例

第3種規制地域において、設置できない屋上広告物を設置しており、壁面広告物については、彩度の規定違反がある。現在、是正に向けて協議中である。

### ③おおたかの森西二丁目の事例

第1種規制地域において、総表示面積の規定を超える大規模な独立広告物が表示されている。違反項目が多く、また違反の程度も著しいことから措置命令を出したが、未だに是正されていない。行政代執行を視野に入れて対応をしていく予定である。

### ④南の事例

第2種規制地域において、17社の独立広告物が設置されており、違反状態であることが明らかな事案である。現地調査を行った結果をまとめているところであり、違反指導をこれから進めていく。

#### ・違反を是正した事例について

違反指導の結果、違反を是正した事案のうち、下記の代表的な3つの案件を紹介する。

#### ①青田の事例

第5種規制地域において、彩度の規定及び電光掲示板の規定に違反があったが、口頭指導を繰り返し行うことで、いずれも是正された事例である。当初は彩度が12～14程度の屋外広告物が表示されていたが、京都市等で用いられるカラーパターンとし彩度を4～6程度に抑えている。また、独立広告物に設置された価格表示の電光掲示板について、流山市広告物条例に適合するよう、面積1㎡以下とし、高さを1.5m以下に下げた事例を紹介する。

#### ②おおたかの森駅東一丁目の事例

第3種規制地域において、窓の外からカッティングシートを貼り付けた屋外広告物を表示しており、壁面広告物の規定に違反があったが、口頭指導を行い、違反が是正された事例である。

窓の外側に貼られたカッティングシートをはがし、店舗名の入った広告物を窓の内側から特定屋内広告物として表示することとした事例を紹介する。

#### ③おおたかの森西一丁目の事例

第3種規制地域において、屋上広告物を設置していたおり屋上広告物ンお規定に違反があったが、口頭指導のみで事業者が積極的に是正に取り組んだ事例を紹介する。

#### 【質疑応答】

(違反指導の方法)

**田中委員**

違反指導書の内容とはどのようなものか

**都市計画課**

流山市広告物条例施行規則等の違反指導書の様式を用いるので、明示する内容は様式のとおりである。違反指導の段階なので、やわらかい文書で是正するようお願いしている。

(南 T 字路の違反指導)

**山中副会長**

違反指導予定の南の屋外広告物について、17社分の広告物の管理者はすべて同じか。

**都市計画課**

17社の広告物の内、16社分は同一の管理者であることを確認している。また所有者は、管理者とは異なるものもあるため、関係者が非常に多いことを確認している。

**山中副会長**

南の屋外広告物等の違反項目として、どのようなものがあるか。

**都市計画課**

現在、確認中の項目もあるので確定ではないが、独立広告物の1表示面積、表示個数については、許可基準を著しく違反している。また、彩度の規定や高さの規定にも違反している可能性が高いことを確認している。

**山中副会長**

南は、どのような場所か。

**都市計画課**

常磐自動車道流山インターチェンジから降りた車両が一般道（県道松戸野田線）に入る T 字路で、流山市の車の玄関口となる場所である。

**坂委員**

南の案件は、これから違反指導を始めるということか。

**都市計画課**

現地調査の結果を取りまとめ、違反事項を確定したうえで、違反指導

から順番に指導等を行っていく予定である。

#### **間宮委員**

南の敷地は、第2種規制地域であるので、道標等は表示できると思われるが、仮にこの17社分が道標として1つの広告物にまとめて表示するとなると、かなり煩雑な表示なると考えるが、そのような場合、許可はおりののか。

#### **都市計画課**

流山市広告物条例の許可基準を満足するものであれば、許可はおりの。しかし、1表示面積3㎡までの中で、17社分の道標を表示することは、現実的ではないと考える。

#### **赤池氏（樋口委員代理）**

南の違反がある広告物について、これらはすべて撤去する必要があるか。

#### **都市計画課**

すべて撤去する必要はないが、市条例の規定に合致する必要がある。

#### **坂委員**

葬儀場の道標等、遠方から高速道路を用いてくる人のために必要な道標はあると思われる。

#### **山中副会長**

道標という位置づけであれば規定上設置できると思われるので、同じ色で統一する等の指導方針を立てて対応したらよいのではないか。

#### **間宮委員**

道標として、色だけでなくデザイン等も統一できるよう、地主や事業者働きかけていただきたい。

#### **赤池氏（樋口委員代理）**

具体的な是正のイメージを事業者に示し、うまく誘導をお願いする。

#### **都市計画課**

御意見を踏まえ、今後の対応を進めていく。

（良好な是正事例の表彰）

#### **山中副会長**

是正事例を紹介いただいたが、これらのように積極的に景観等に配慮

した是正事例を表彰することはできないか。

#### **横内会長**

是正事例の表彰は、流山市景観賞で表彰することも考えられるが、いかがか。

#### **都市計画課 長橋次長**

横内会長のお見込みのとおり、流山市景観賞にて表彰できるよう、今年度から広告物部門を新設したところである。今年度の応募には間に合わなかったため、次回の募集の際には是正された良い事例のエントリーを期待したい。

#### **赤池氏（樋口委員代理）**

景観賞等のインセンティブを与えるのは良い方法だと考える。積極的に運用いただきたい。

（コーポレートカラーについて）

#### **間宮委員**

是正事例で、彩度規定違反のためコーポレートカラーを是正した事例が紹介されたが、コーポレートカラーを使用しないことで、わかりづらいうちや業績が悪化した等の意見を市民や企業から受けたことはないか。

#### **都市計画課**

これまで、コーポレートカラーを変えたことに対する意見は、市の方で受けたことはない。

#### **間宮委員**

災害時等、企業が災害支援の担い手として店舗等を一般に開放したり、物品を配布したりすることがあるが、そのような場合コーポレートカラーでないチェーン店舗は解りづらいというデメリットがあると考えられる。コーポレートカラーというブランドの視認性もある程度の必要性があると考えられるので、今後良い方法を検討いただけるとありがたい。

#### **山中副会長**

企業によっては、通常のコーポレートカラーと景観配慮型のコーポレートカラーをダブルスタンダードでもっていることが多いが、これらが混在することは避けたい。

## 都市計画課

御意見を受け止め、今後勉強をしていきたいと考える。

(沿道の規制について)

## 田中委員

幹線道路沿いの是正事例が紹介されたが、現在の規制地域の区分だけでなく、沿道として大きさや色を統一できる制限を何か考えられないか。

## 山中副会長

全国的にみても沿道単位で屋外広告物の規制を統一している例はあまりないと思われるが、そのような規制は難しいのか。

## 都市計画課 長橋次長

今後研究し、検討してみようとする。

(事故等について)

## 海老原委員

市条例の規定や景観上の配慮として、独立広告物の高さを低くする事例が市内に多く見られるが、高さを低くした独立広告物で事故が起きた事例はあるか。

## 都市計画課

これまで、屋外広告物の高さが低いことが原因で事故があったという報告はない。

## 山中副会長

屋外広告物は、広告物を出す立場では、まわりとの差別化の中で如何に目立つか、広告物を見る立場では、それをどうとらえるかが重要である。落ち着いた色であっても慣れれば目立たなくても見落とすことがなかったりするため、難しいところである。今後の課題であろう。

## 坂委員

色弱の方のことを考慮すると、彩度を落とした色は視認性が高いと考えられる。そのようなことも考慮した方が良いと考える。

## 都市計画課

今後の課題としてとらえ、勉強していきたい。

## (2) 流山おおたかの森駅南口商業施設の広告物について

### 【概要】

おおたかの森南口の都市広場に面する建築中の商業施設の2階ウッドデッキ部分に設置する広告物の取扱い事例について説明する。

計画では、常時、屋外で公衆に対して表示する広告物であることから、屋外広告物として、2階ウッドデッキ部分に設置する予定であった。

しかし、当該ウッドデッキは建築物の構造上、屋上に該当し第3種規制地域である本件敷地では、屋上広告物を設置することができない。このことから、広場に新設する連絡通路を含む敷地の外からは視認できない構造の広告物とすることで、公衆に表示するものでないと判断し、屋外広告物に該当しないため、設置できるものと取り扱うこととした。

### 【質疑応答】

#### 山中副会長

市民感覚でこの広告物を屋上広告物だから設置してはならないと言うのは理解に苦しむところであろうと思われる。ペDESTリアンデッキ上の当該部分に設置する広告物を屋上広告物ととらえた理由について教えて欲しい。

#### 都市計画課

今回の広告物が設置されるウッドデッキ部分は、商業施設の1階の屋根の上に位置する。屋根のない屋上駐車場と同じ構造であることから、本計画の広告物を理由なく認めてしまうと、屋上広告物が設置できない地域でも設置することが可能になってしまう。このことから、敷地外から視認できないように、高さや板面の角度を工夫することで、公衆に対して表示するものではないと判断することとした。

(議事は以上)

#### 都市計画課課長補佐 橋本

以上をもって、令和2年第1回広告物審議会を終了する。

—以上—